

第 2 号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	総務部 財政課	
契約締結年月日	令和 7 年 4 月 1 日	
業 務 名	公共嘱託登記事務委託	
業 務 の 概 要	市が行う測量及び土地・建物の表示に関する登記事務等を委託する。	
契約金額（税込）	別紙による単価契約（予定金額：6，400，000円） ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 (該当する□欄に印をつけること)	
	☒ 第 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	☐ 第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	☐ 第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	☐ 第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	裏面のとおり	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部財政課です。

随意契約理由の説明及び契約相手方の選定理由

本契約は、市の事業に伴い用地取得・処分等に伴う土地の調査、測量、登記図面等の作成並びに法務局備付地図の訂正等を行うことが目的であり、本契約に基づき業務を実施するに当たっては、不動産の表示に関する登記の専門的知識と土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士の資格が必要となる。

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条第1項の規定に基づき、その専門的な能力を結合して官公庁等による公共の利益になる事業の不動産表示に関する登記に必要な調査、測量、その登記嘱託の申請等を適性かつ迅速に寄与する目的で設立された社団法人であり、表示に関する公共嘱託登記の専門的な知識と豊富な経験を有している。また、当該法人は愛知県下全域の土地家屋調査士が加入する組織であり、多くの官公庁等の不動産表示に関する登記に必要な土地又は家屋に関する調査、測量、申請手続き等の業務を受託し、確実に履行した実績を有している。かつ、本契約に基づく業務に対し、適性かつ迅速な対応ができる体制を整えており、業務の執行に関する経験、技術力及び組織力を十分に有している唯一の法人であり、同時に多量の業務を適切かつ迅速に実施できる能力を有する団体であることから、同法人と随意契約を行うものである。